山梨県教育委員会女性教職員の活躍推進に向けた取組計画

● 基本事項

■背景等　・少子高齢化の進展による生産年齢人口減少の中で、持続的かつ質の高い教育の実現には、「女性の力」を最大限発揮させることが重要であり、女性の活躍推進への取り組みが必要

・女性活躍推進法が制定され、地方公共団体の機関は事業主行動計画策定が義務付け

・H27 年 8 月 女性活躍推進法制定　・H27 年 9 月 基本方針閣議決定　・

【計画策定の観点】①男女を通じた働き方改革　②各段階の課題に応じた取組　③職業生活と家庭生活の両立に関する取組推進　④ハラスメント対策等　⑤公的部門による率先垂範

■目的　女性活躍推進法及び基本方針を踏まえ、県教育委員会においても女性教職員が働きやすく、ますます活躍でき、男女を問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境をつくる。

■期間　H28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（必要に応じ見直しを予定）

● 現状

■女性教職員の登用状況（管理職に占める女性の割合。H27.4.1 現在）

- 小学校・中学校　5.8%
- 県立学校　11.8%

※全校種では 6.9%（全国平均 15.8%）

■学校に求められる役割の拡大等による教員の多忙化

- 年次有給休暇の平均取得日数
  （県立学校及び事務局・教育機関）　10.5 日
- 配偶者出産休暇等を 5 日以上取得した男性教職員の割合
  （県立学校及び事務局・教育機関）　15.8%

女性教職員の登用、仕事と家庭の両立のための環境整備を進める必要

● フォローアップ

●総務課・義務教育課・高校教育課が連携を取り、教育委員会全体で女性活躍の推進状況をフォローアップ

●毎年度１回、状況を公表

● 取組概要

①女性の活躍推進のための取組

●女性教職員の登用目標（管理職に占める女性の割合）

- 小中学校　H32 年度末まで　10%以上
- 県立学校　H32 年度末まで　20%以上

●女性の登用目標達成に向けた取組

- 女性教職員の計画的育成（教務主任・学年主任等への積極登用など）
- 管理職等の意識改革（女性登用の重要性等を管理職層に啓発）

②ワークライフバランス推進のための取組

●働き方改革への取組

（意識の改革）

- 幹部職員から教職員にメッセージ発出
- ワークライフバランス推進に資する取組を人事評価に反映

（職場における仕事改革）

- 時間外勤務の縮減、休暇取得を積極的に推進、早期退庁の実施
- 業務改革の推進（業務の簡素合理化推進等）

●育児･介護等と両立して活躍できるための取組

- 男性の家庭生活への関わりを促進（制度周知啓発等）